

岐阜県公報

目次

選挙管理委員会告示

選挙事務表彰規程の一部改正

(選挙管理委員会)

ページ

号外(一) 平成二十九年三月二十三日

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二十号

選挙事務表彰規程(昭和二十四年岐阜県選挙管理委員会告示第五十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十三日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松利幸

第二条中、「市町村の選挙管理委員会又は委員若しくは職員で」を削り、「二」を「いずれかに」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「範とするにたる」を「模範とするに足る」に改め、同条に次の一号を加える。

四 団体又は個人で、明るい選挙の推進に貢献し、他の模範とするに足るもの

附則

この規程は、平成二十九年三月二十三日から施行する。

平成二十九年三月二十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社